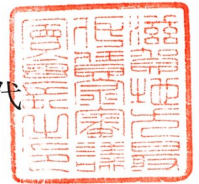




滋 賃 審 第 9 号
令和 7 年 8 月 26 日

滋 賀 労 働 局 長
多和田 治彦 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木下 康代



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 8 月 26 日貴職から、8 月 8 日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する滋賀県労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会、滋賀県自治体労働組合総連合、コープ滋賀労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 8 日付け答申どおり決定することが適当である。